

## お詫びと訂正

弊社刊行の『介護報酬クイックマスター2018』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2019年2月21日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
228 頁	上から 19 行目～21 行目	等に入所する入所者は、当該入所者の同意のうえで <u>その社会福祉施設等を訪問し、同様に退所を目的とした施設サービス計画の策定および診療方針の決定を行った場合に算定可。</u>	等に入所する入所者は、当該入所者の同意のうえで <u>その社会福祉施設等に対して診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定可。</u>	2019/2/21 更新